

福岡県公報

平成二十年三月五日
第二千七百九十三号
増刊
①

目次

告 示(第三百四十九号・第三百五十七号)

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 一

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号 (環境保全課) …………… 一

に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 一

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 一

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号 (環境保全課) …………… 一

に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

告 示

福岡県告示第三百四十九号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十二号)の一部を次のように改正する。
平成二十年三月五日
福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、田川市に係る部分を次の図面のように改める。

(「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第三百五十号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号)の一部を次のように改正する。
平成二十年三月五日
福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、田川市に係る部分を次の図面のように改める。

(「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第三百五十一号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号)の一部を次のように改正する。
平成二十年三月五日
福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、田川市に係る部分を次の図面のように改める。

(「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第三百五十二号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月五日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、田川市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第三百五十三号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月五日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、田川市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第三百五十四号

振動規制法施行規制別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月五日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、田川市に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第三百五十五号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月五日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、粕屋町に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び粕屋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第三百五十六号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月五日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、粕屋町に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び粕屋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第三百五十七号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月五日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、粕屋町に係る部分を次の図面のように改める。

（「次の図面」は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び粕屋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

定価 一箇月、三三〇円（税込・郵便料別）